平成２４年（フ）第１７１８号
さいたま市中央区上落合４丁目701番地２
破産者　有限会社エム建設
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１７９号
東京都江戸川区船堀２丁目14―28、開始決定時の住所東京都江戸川区船堀２丁目11―11
破産者　池田　泰章
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７９号
大阪府羽曳野市恵我之荘４－１―26
破産者　株式会社ＹＵＭＥＹＡ
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
堺市北区北花田町４丁120番地14
破産者　株式会社シヤルム
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王1601番地
破産者　株式会社アムザック
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３０３４号
東京都江戸川区西葛西３丁目10番33号
破産者　有限会社ＳＴＡホールディングス
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３５号
東京都江戸川区清新町１丁目１―22―606
破産者　篠原　　猛
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９号
富山市高木1657番地、商業登記簿上の本店所在地富山市金山新東501番地
破産者　株式会社カワモリ工務店（旧商号村田工務店株式会社）
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１９号
京都市西京区松尾大利町15番地18
破産者　有限会社菊谷建設
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
徳島県美馬市脇町字西赤谷604番地６
破産者　有限会社福永土木工業
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第２５５号
高知県土佐郡土佐町田井1570番地
破産者　有限会社吉野川流域林業
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
高知市はりまや町１丁目７番14号
破産者　有限会社サンコウギョウ
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１０６６２号
東京都中野区野方５丁目３－１―1002、開始決定時の住所東京都大田区上池台１丁目６－10
破産者　市川　信明
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９８号
埼玉県川口市北原台１丁目11―３
破産者　郷原　正隆
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８号
長野県松本市筑摩２丁目20番18号
破産者　信和産業株式会社
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０３６号
大阪府河内長野市大師町15番５号
破産者　石井　英樹
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
堺市堺区甲斐町西１丁１番28―403号
破産者　旭砥石株式会社
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
北九州市小倉北区金田２丁目５番11号
破産者　株式会社文信堂印刷所
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１４５号
東京都稲城市東長沼67番地の１トライアングル202
破産者　井上　幸則
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７５号
神奈川県逗子市桜山２丁目９番27号
破産者　株式会社電技士
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２８号
熊本県八代市坂本町西部は287番地
破産者　有限会社太鴻
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所八代支部